

清須市地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱 <抜粋>

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業を円滑に推進し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的かつ計画的に実施するため、清須市地域包括ケアシステム推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議の内容）

第2条 委員会が協議する内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 認知症施策の推進事業の取組に関すること。
- （2） 在宅医療・介護連携推進事業の取組に関すること。
- （3） 生活支援・介護予防の基盤整備の取組に関すること。
- （4） 地域ケア推進会議の取組に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進に関すること。

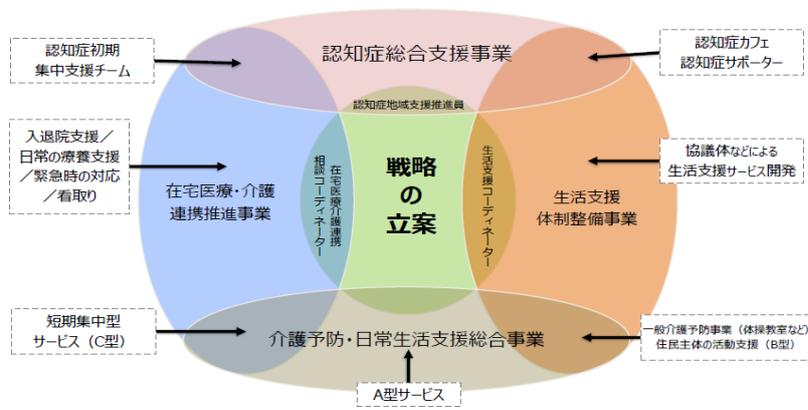
（部会）

第6条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

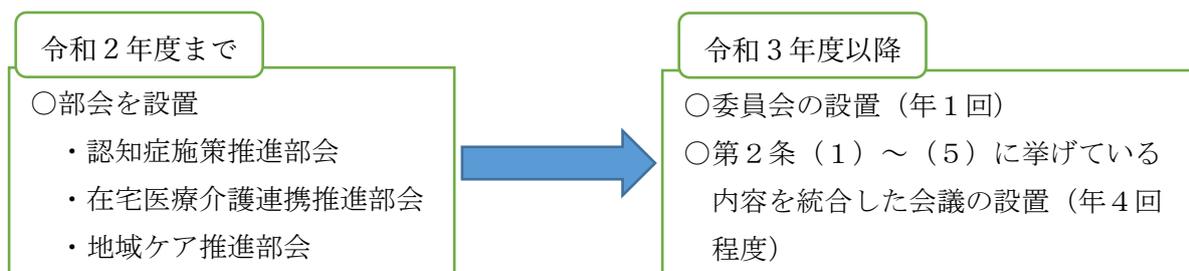
- 2 部会に属する委員は、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

1. 部会の在り方の見直し

《地域支援事業の連動》

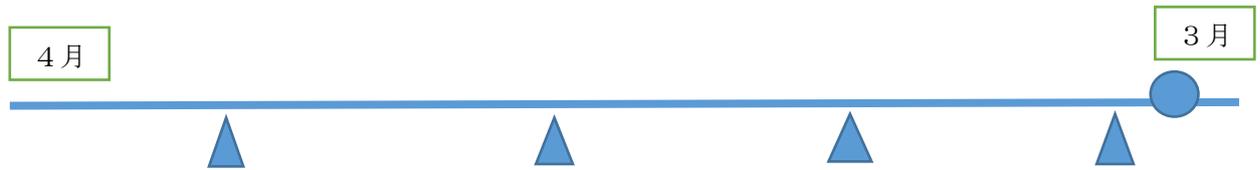


「住み慣れた地域で人生の最終段階まで自分らしく生活する」という目標を共有し、**それぞれの事業が地域の仕組みを構築**している。



- ・ 一体的な運用を図ることで、地域包括ケアシステム構築を効果的・効率的に実施できる。
- ・ 同じ委員に年に数回出席していただくことにより、施策に対して現在よりも一層深く検討することができる。

2. スケジュール案



- ▲ **地域包括ケア連携推進協議会**（年4回程度開催）
 - ・ 認知症施策、在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、地域ケア推進会議の取組に関することを協議し、課題の抽出や解決策の検討を行う。
 - ・ 地域包括ケアシステム推進委員会の下部組織として実施する。
- **地域包括ケアシステム推進委員会**（年度末に1回開催）
 - ・ 上記地域包括ケア連携推進協議会で報告・協議されたことの報告を行う。
 - ・ 介護保険事業計画推進委員会（仮称）として開催。